

各務原市 いのち支えあい計画

【自殺対策計画】

平成31年度～平成35年度



平成31年3月

各 務 原 市

は じ め に



国において自殺対策基本法が制定されて以降、自殺は「個人の問題」として捉えるべきものではなく「社会の問題」として認識されるようになってきました。

自殺に至るには、精神保健上の問題のほか、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因が絡み合うという背景があり、自殺対策は、社会全体の課題としての取組みを進めていくことが求められています。

全国の自殺者数は、平成10年から急増し、年間3万人を超える状況で推移していましたが、平成18年の法制定以降、自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、社会全体で取組みを推進してきた結果、平成24年以降は3万人を下回りそれ以降は年々減少しています。

しかし、今なお、自ら尊い命を絶つという厳しい現実が起こっていることを重く受け止めなければなりません。

自殺は、誰にでも起こり得る危機であり、防ぐことができる社会的な問題であるという認識のもと、地域レベルでの効果的な自殺対策の取組みをさらに推進していく必要があります。

各務原市においても、市民や関係機関、行政等が一体となり、自殺対策に取り組むことを定め、一人ひとりの命が尊重され、互いに助けあい、支えあうまちの実現を目指し、自殺予防対策を総合的に推進するため「各務原市いのち支えあい計画（自殺対策計画）」を策定しました。

本計画は「誰も自殺に追い込まれることのない各務原市」の実現を基本理念とし、関係機関との連携を図りながら、生きることへの包括的な支援を推進してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただいた各務原市いのち支えあい計画（自殺対策計画）策定委員会の皆さま、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様並びに関係各位に心からお礼申し上げます。

平成 31 年 3 月

各務原市長 浅野 健司

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の数値目標	1

第2章 各務原市における自殺の現状

1. 自殺者の現状	2
2. 統計データからみる各務原市の特徴	8
3. 自殺の実態からみる重点的に取組む対象	8

第3章 自殺対策における考え方と取組み

1. 自殺総合対策の基本認識	9
2. 基本方針	9
3. 施策体系	13
4. 評価指標	32

第4章 自殺対策の推進体制

1. 計画の推進体制	33
2. 計画の進行管理及び評価	33

○ 参考資料

資料1. 自殺対策基本法	34
資料2. 自殺総合対策大綱（概要）	39
資料3. 各務原市いのち支えあい計画（自殺対策計画）策定経過	40
資料4. 各務原市いのち支えあい自殺対策推進本部設置要綱	41
資料5. 各務原市いのち支えあい計画（自殺対策計画）策定委員会設置要綱	42
資料6. 各務原市いのち支えあい計画（自殺対策計画）策定委員会委員名簿	44

第1章 計画策定にあたって

1. 趣 旨

我が国の自殺者数は、平成10年に急増して3万人を超え、その後も3万人前後の高い水準で推移してきたことから、自殺は深刻な社会問題として、平成18年10月に「自殺対策基本法」が施行、平成19年6月には「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。それ以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、自殺対策の総合的な推進の結果、自殺者数は減少傾向にあります。

こうした中、平成28年3月に「自殺対策基本法」が一部改正され、平成29年7月には「自殺対策基本法」の改正の趣旨等を踏まえた新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、さらなる取組みの強化が求められるようになりました。

本計画は、「自殺対策基本法」及び新しい「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえて、自殺対策は、一人ひとりの命が尊重され、いのちを支えあう支援であり、保健・医療・福祉・教育・労働、その他関係部署と市民が一体となり連携体制を構築し全庁的な取り組みとして推進することで、誰も自殺に追い込まれることのない各務原市を実現するため策定するものです。

《自殺対策の経緯》

平成18年10月 自殺対策基本法 施行

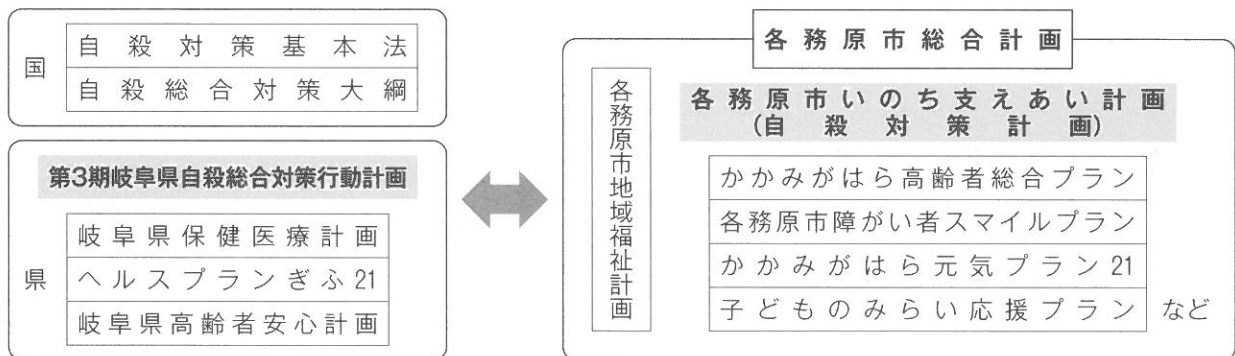
平成19年6月 旧・自殺総合対策大綱 閣議決定

平成28年4月 改正自殺対策基本法施行(都道府県、市町村に自殺対策基本計画の策定を義務付け)

平成29年7月 新・自殺総合対策大綱 閣議決定

2. 計画の位置づけ

この計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画として策定し、上位計画の「各務原市総合計画」、「各務原市地域福祉計画」「第3次かみがはら元気プラン21(各務原市健康増進計画)」など他計画と整合性を図っていきます。



3. 計画の期間

この計画の期間は、自殺総合対策大綱がおおむね5年に1度を目安として改訂されていることから、平成31(2019)年度から平成35(2023)年度までの5年間とします。

また、制度の改正等があった際には必要に応じて見直しを行うこととします。

4. 計画期間内の数値目標

国は、自殺総合対策大綱において、自殺死亡率を平成38(2026)年までに、平成27(2015)年と比べて30%以上減少させることを数値目標としています。

こうした国の方針を踏まえつつ、また岐阜県の数値目標を鑑みて、本市の目標値として、平成27(2015)年の年間の自殺死亡率16.2(人数24人)を平成35(2023)年までに概ね26%程度、すなわち自殺死亡率を約12.0(人数18人)まで減少させることを目指します。

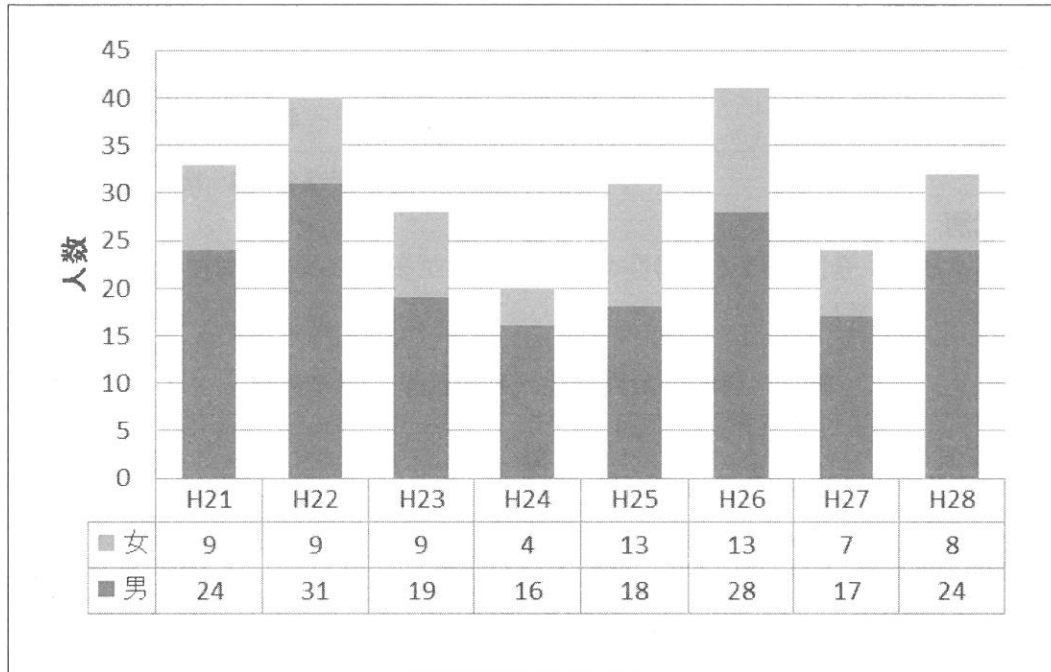
第2章 各務原市における自殺の現状

1. 自殺者の現状

(1) 自殺者数・自殺死亡率の推移

全国的には減少傾向であるが、本市は年度ごとの増減が大きい。過去8年間の自殺者数平均は31人である。

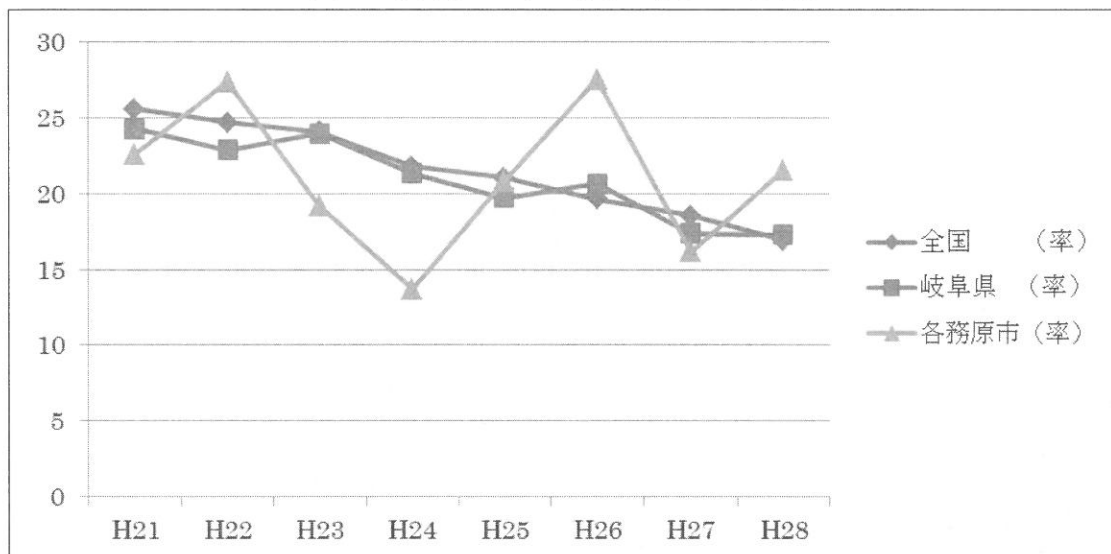
図1 各務原市の自殺者数



出典 厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

本市の自殺死亡率は平成24年までは、全国平均・県平均ともに下回っていたが、平成25年度、平成26年度に大幅に上昇し、直近の平成28年度でもピーク時を下回ってはいるが、全国平均・県平均よりも高い数値となっている。

図2 自殺死亡率の推移（人口10万対）



出典 厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

表1 自殺者数・自殺率の推移（参考）

（率は人口10万対）

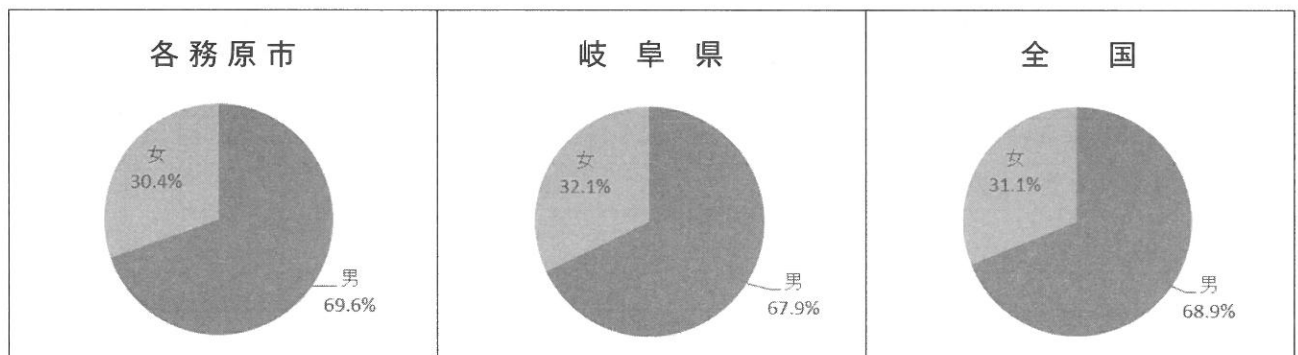
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	平均
全 国（率）	25.6	24.7	24.1	21.8	21.1	19.6	18.6	16.9	21.6
（人数）	32,485	31,334	30,370	27,589	27,041	25,218	23,806	21,703	27,443
岐阜県（率）	24.3	22.9	24.0	21.4	19.7	20.7	17.4	17.3	21.0
（人数）	508	476	497	442	415	434	247	359	422
各務原市（率）	22.6	27.4	19.2	13.7	20.8	27.6	16.2	21.6	21.1
（人数）	33	40	28	20	31	41	24	32	31

出典 厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

（2）性・年代別

自殺者数の男女比は、全国的に見て男性の自殺者割合が多く、本市も同様に男性の割合が69.6%と女性の2倍以上となっている。

図3 自殺者の男女比（平成21年～28年合計）



出典 警察庁 自殺統計

10歳～39歳の死因の第1位が自殺で、死亡総数の約4割を占めている。また、40歳代では第2位、50歳代では第3位が自殺による死亡である。

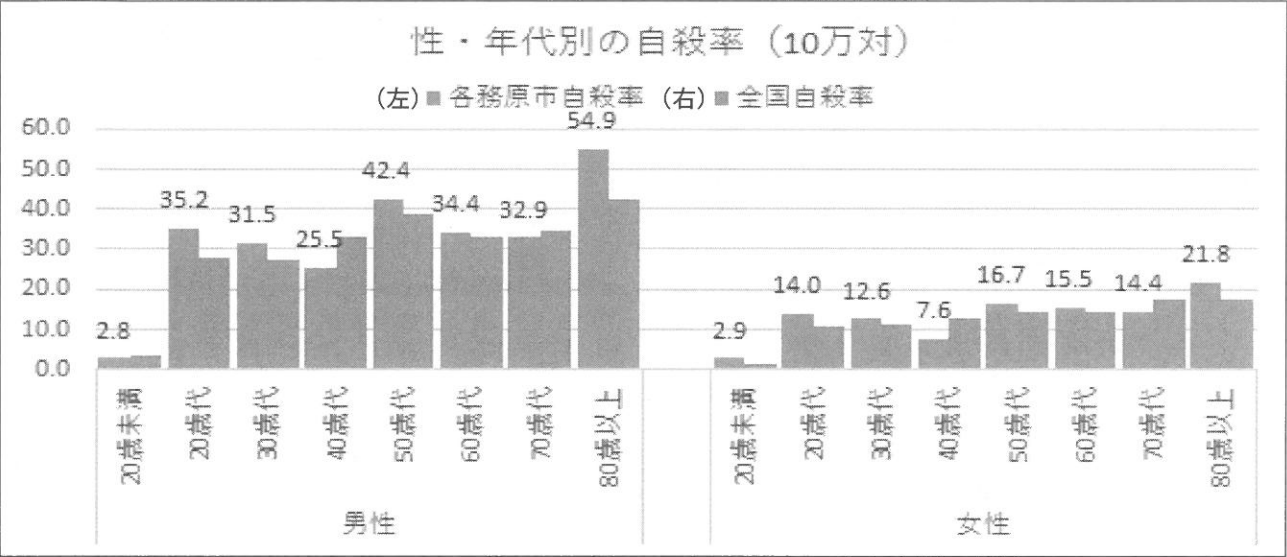
表2 年齢階級別の死因順位（平成24年～28年合計）

	第1位		第2位		第3位		死亡者総数
	死因	死亡者数	死因	死亡者数	死因	死亡者数	
0～9歳	悪性新生物	3	不慮の事故	2	心疾患	1	20
10～19歳	自殺	5	悪性新生物	1	その他	4	10
20～29歳	自殺	17	不慮の事故	9	悪性新生物	5	37
30～39歳	自殺	25	悪性新生物	14	不慮の事故	8	69
40～49歳	悪性新生物	34	自殺	17	不慮の事故	15	113
50～59歳	悪性新生物	105	心疾患	29	自殺	22	207
60～69歳	悪性新生物	381	心疾患	82	脳血管疾患	47	724
70～79歳	悪性新生物	579	心疾患	192	脳血管疾患	122	1,470
80歳～	悪性新生物	730	心疾患	674	肺炎	449	3,940

出典 岐阜地域の公衆衛生（2013～2017）

男性は20歳代、30歳代、50歳代の働き盛り世代の自殺死亡率が全国と比較しても高い傾向にある。また、高齢者世代の80歳代でも大幅に自殺死亡率が高くなっており、全国と比較しても高い数値である。女性は男性ほど数字は大きくないが、同様の傾向がみられる。

図4 性・年代別の自殺率（平成24年～28年平均）（自殺統計（自殺日・住居地））



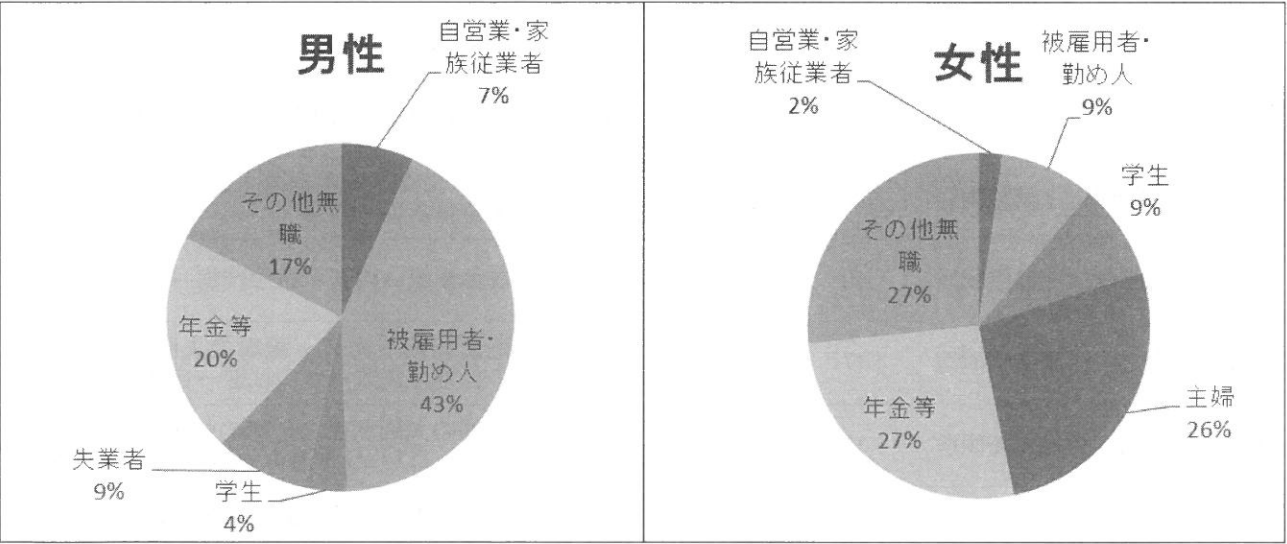
出典 自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル（2017）

(3) 職業別

有職者と無職者の比率は、男性は1対1。女性は1対9となっている。

内訳を見ると男性の被雇用者・勤め人の割合が43%と極めて高く、男性・女性とも年金等で生活する無職者の割合が高いこともわかる。

図5 性別に見た有職者と無職者の割合と内訳（平成24年～28年合計）

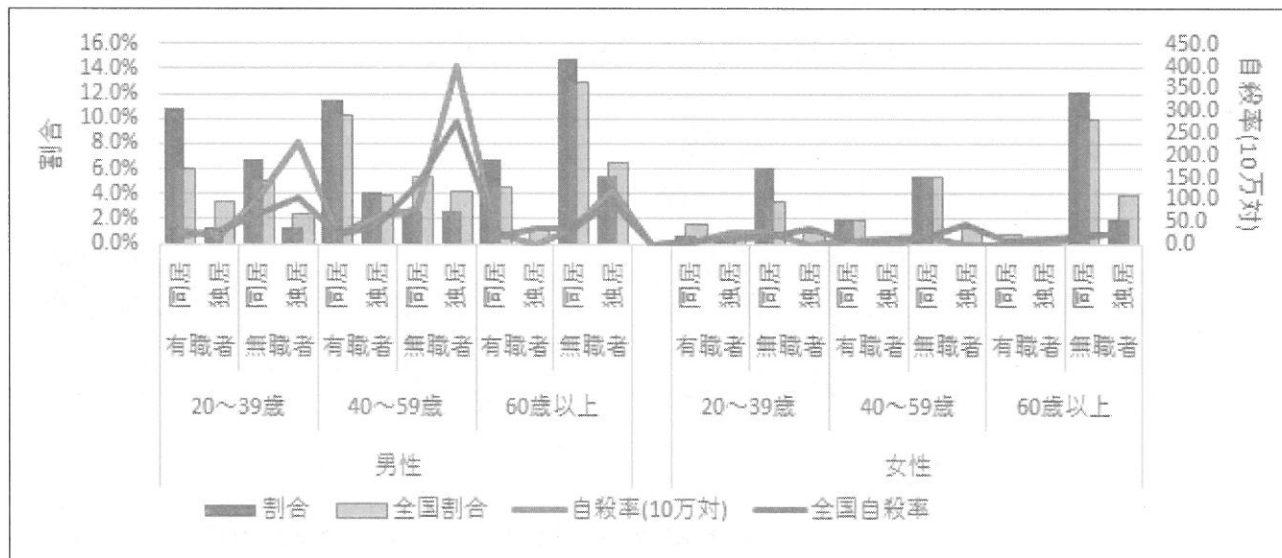


出典 警察庁 自殺統計原票特別集計
出典 自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル（2017）

(4) 同居人の有無

男性20歳～39歳の独居無職者及び40歳～59歳の独居無職者の自殺率（10万対）が全国平均と比べ高い数値となっている。自殺割合を見ると、男性20歳～39歳の同居有職者及び女性20歳～39歳の同居無職者の割合が全国平均と比べ、特に高くなっている。

図6 職業有無別、同居人の有無別、年齢階級別自殺死亡率（平成24年～28年）



出典 自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル（2017）

(5) 自殺の原因・動機

自殺総合対策推進センター 各務原市のプロファイルより、平成24年から平成28年までの5年間において、自殺者の多い上位5区分が以下のとおり、示されている。

本市では、これら上位5区分を市として支援が優先されるべき対象群として、重点的に支援を進める必要がある。

表3 自殺者の特徴と主な原因・動機の順位

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位：男性60歳以上無職同居	22	14.90%	36.6	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
2位：女性60歳以上無職同居	18	12.20%	19.3	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位：男性40～59歳有職同居	17	11.50%	21.6	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位：男性20～39歳有職同居	16	10.80%	28.6	職場の人間関係／仕事の悩み（ブラック企業）→パワハラ＋過労→うつ状態→自殺
5位：男性20～39歳無職同居	10	6.80%	103.9	①【30代その他無職】ひきこもり＋家族間の不和→孤立→自殺／②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺

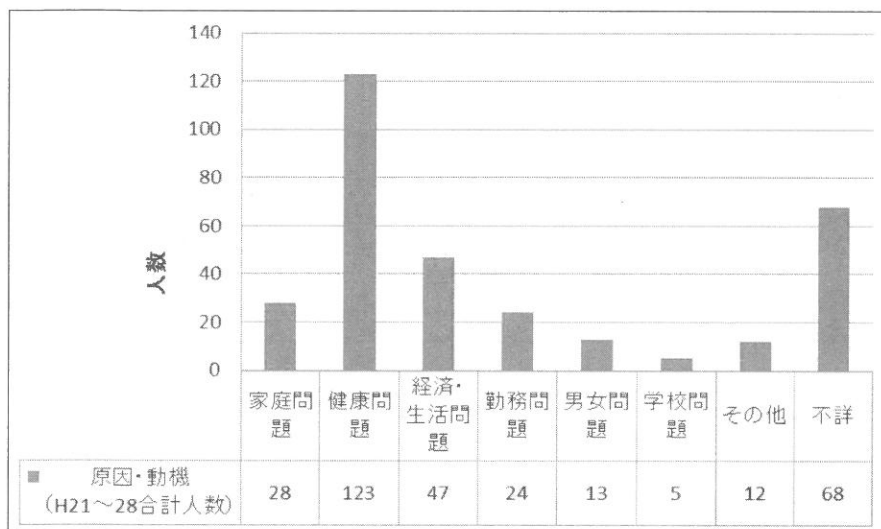
出典 自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル（2017）

※順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順である。

注）＊自殺率の母数（人口）は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

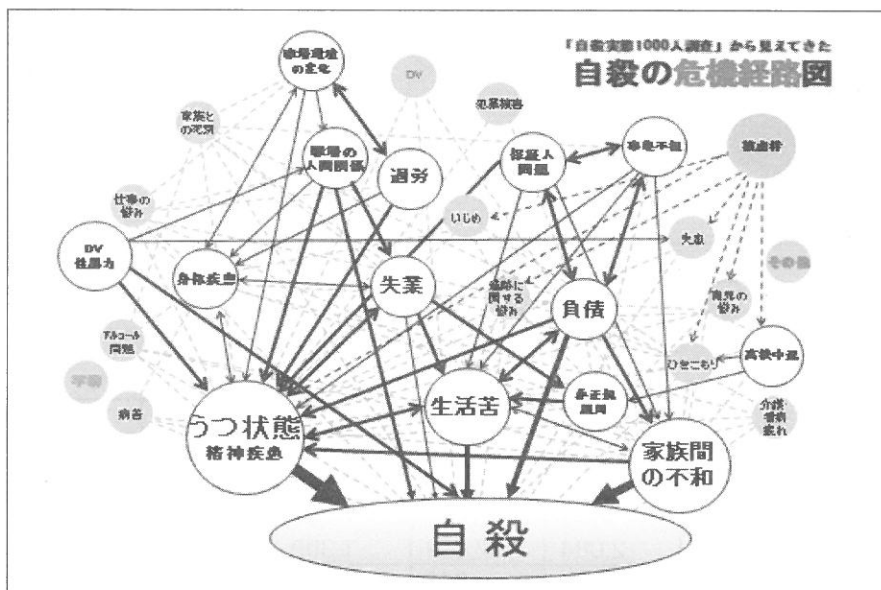
＊＊「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にした（図8参照）。

図7 原因・動機別人数（平成21年～28年合計）



出典 警察庁 自殺統計

図8 自殺の危機経路



出典 『自殺実態白書2013』（NPO法人ライフリンク発行）

自殺の原因・動機としては健康問題が最も多い。次いで経済・生活問題が多くなっている。これは自殺に結び付いた直接的な原因であるが、図8のように、自殺はさまざまな要因が連鎖して引き起こされている。

NPO法人ライフリンクが行った自殺で亡くなった方についての実態調査から、自殺は平均すると4つの要因が連鎖して引き起こされており、それらの要因の連鎖のプロセス（自殺の危機経路という）は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました。（詳細は『自殺実態白書2013』NPO法人ライフリンク）

（6）自殺未遂歴の有無

自殺未遂歴がある者は全体の18.2%あり、不詳を含むと39.2%が未遂歴のある可能性がある。

表4 自殺者の自殺未遂歴の有無

	未 遂 歴	男 性	女 性	総 数
H24～H28 合計(人)	あ り	20	7	27
	な し	59	31	90
	不 詳	24	7	31

出典 警察庁 自殺統計

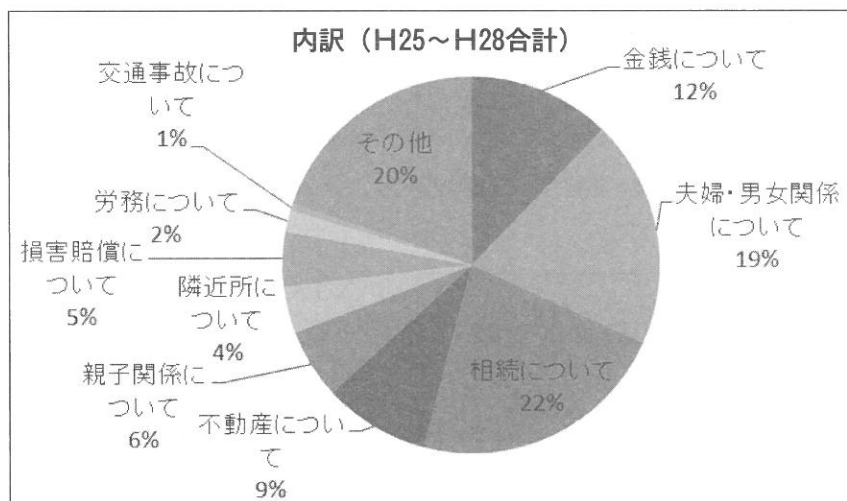
出典 自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル（2017）

(7) 相談利用状況

相続、夫婦・男女関係、金銭についての相談が多い。

表5 各務原市における相談別件数

相談内容	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	計
金銭について	106	128	169	109	512
夫婦・男女関係について	210	199	212	193	814
相続について	220	237	280	196	933
不動産について	93	86	105	94	378
親子関係について	59	59	72	59	249
隣近所について	33	33	56	43	165
損害賠償について	51	42	57	48	198
労務について	20	11	29	15	75
交通事故について	6	6	5	8	25
その他	157	152	233	281	823
計	955	953	1,218	1,046	4,172



※嘱託相談員による相談、法律相談、家庭相談、女性のための法律相談の合計

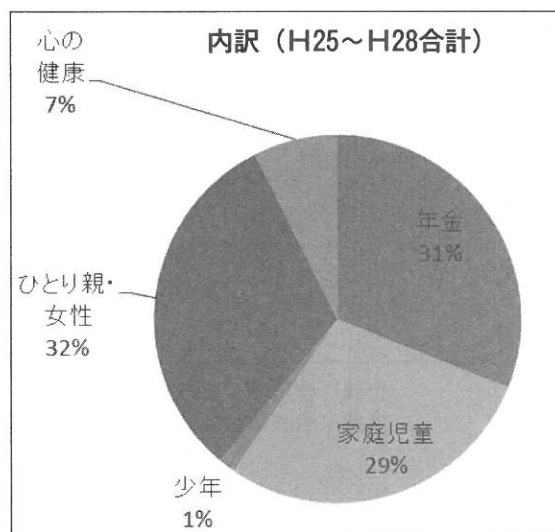
出典 まちづくり推進課

<他の機関での相談>

年金、家庭児童の問題が多い。

相談内容	担当課	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	計
年金	市民課	2,103	1,460	1,400	1,646	6,609
家庭児童	子育て支援課	1,230	1,147	1,345	2,360	6,082
少年	少年センター(青少年教育課)	59	74	64	114	311
ひとり親・女性	子育て支援課	2,084	2,439	1,309	867	6,699
心の健康	社会福祉課ほか	268	248	554	507	1,577
計		5,744	5,368	4,672	5,494	21,278

※ひとり親相談件数は平成27年度から集計方法を変更。



出典 まちづくり推進課

2. 統計データからみる各務原市の特徴

- 全国的には減少傾向であるが、本市は年度ごとの増減が大きい。過去8年間の自殺者数平均は31人である。
- 10歳～39歳の死因の第1位が自殺で、死亡総数の約4割を占めている。また、40歳代では第2位、50歳代では第3位が自殺による死亡である。
- 男性20歳～39歳の独居無職者及び40歳～59歳の独居無職者の自殺率（10万対）が全国平均と比べ高い数値となっている。自殺割合を見ると、男性20歳～39歳の同居有職者及び女性20歳～39歳の同居無職者の割合が全国平均と比べ高くなっている。
- 5年間の自殺者数で最も多い区分は、60歳以上の男性無職同居人で、5年間で22人（36.6）である。20歳～39歳の男性無職同居は、5年間の自殺者数の合計は10人であるが、自殺率では、103.9と5区分の中で一番高い。

3. 自殺の実態からみる重点的に取組む対象

本市の統計データや、自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル（2017）で示された「各務原市の自殺の特徴と主な原因・動機の順位」から、今後重点的に自殺対策に取り組むべき対象を以下の通り整理しました。

- ① 経済、健康問題を抱えた60歳以上の方
- ② 健康問題、仕事上の問題を抱えた働き盛りの男性
- ③ 経済、健康問題、家庭の問題を抱えた子育て世代の若い男性

さらに、地域自殺実態プロファイル（2017）では、本市において、今後重点的に取り組むべき課題として「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」に関わる自殺への取組みが指摘されています。

第3章 自殺対策における考え方と取組み

1. 自殺総合対策の基本認識

<基本理念>

「誰も自殺に追い込まれることのない各務原市」の実現を目指す。

自殺の背景には、精神保健上の問題のほか、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があります。

自殺対策の本質が生きることの支援にあり、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組みに加えて、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組みを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進する必要があります。

<基本認識>

○自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。

自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、あるいは与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感などから、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程とみることができます。

自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、追い込まれてしまった結果の死であるということが言えます。

○年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている。

全国の自殺者数は、平成10年に急増し、自殺死亡率は25.0を超え、年間3万人を超える高い水準で推移していましたが、「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」に基づく取組みが進められ、平成22年から連続して減少しています。

しかし、本市の過去5年間の自殺者数の平均は30人、自殺死亡率は20.0で、全国平均・県平均と同様の傾向ですが、10歳～39歳の死因順位の第1位は自殺となっています。また本市の交通事故死亡者数の平均が5.8人であることから、かけがえのない尊い命が自殺に追い込まれている現状は深刻で、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

2. 基本方針

平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」や「第3期岐阜県自殺総合対策行動計画」を踏まえて、本市では以下の5点を基本方針としています。

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であると考えられます。経済・生活問題、健康問題、家庭問題等「生きることの阻害要因」のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組みにより解決が可能です。

個人においても「生きることの促進要因」より、「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクが高くなります。言い換えれば、「生きることの阻害要因」となる失業や多重債務、生活苦等を抱えていても、自己肯定感や良好な人間関係等「生きることの促進要因」が上回れば、自殺リスクが必ずしも高くなるわけではありません。

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組みを行い、双方の取組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進します。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取組む

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係していることから、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組みが重要です。

このような包括的な取組みを実施するために、生きる支援に関連する様々な分野の人々が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、それぞれの分野の施策や組織が密接に連携することが重要です。

特に、制度の狭間にあり、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人、生活困窮者を自立相談支援の窓口で把握した自殺の危険性の高い人等に対して、自殺対策の相談窓口と協働して適切な支援を行うなど、生活困窮者自立支援制度も含めて一体的に取り組み、包括的な支援体制づくりを進めていく必要があります。また、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な支援を受けられる地域づくりを推進していくことが重要です。

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策に係る個別の施策は、個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」、問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」に分けて考え、これらを有機的に連動させることで総合的に推進していくことが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という3つの段階があげられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

さらに自殺の「事前対応の更に前段階での取組み」として、学校において、命や暮らしの危機に直面した時に、問題の整理や対処方法を学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を推進することが重要です。それが「生きることの促進要因」になると考えられます。

（４）実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、引き続き積極的に普及啓発を行う必要があります。

また、精神疾患や精神科医療に対する偏見が残されています。中高年男性やＳＯＳを出すのに抵抗のある若年層は心の問題を抱えやすいうえ、相談することや精神科を受診することへの心理的な抵抗から問題を深刻化しがちと言われています。

身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、必要な場合は精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等とあわせて取組んでいくことが重要です。

（５）関係者の役割を明確化し、その連携・協働を推進する。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、県、市町村、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して自殺対策を推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

自殺対策における、それぞれの主体が果たすべき役割は以下のように考えられます。それぞれの立場で主体的に取り組んでいただくことが期待されます。

○国の役割

国は、自殺対策を総合的に策定し実施します。自殺総合対策推進センターや地方公共団体と連携して、社会全体で自殺対策のＰＤＣＡサイクルを回すことを通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けた取組みを推進していきます。

○県の役割

県は、地域の状況に応じた施策を策定し実施します。地域自殺対策推進センターと連携して、市町村が策定する自殺対策計画の技術的支援や支援関係者に対する研修等を実施します。また、地域における自殺の実態把握を行うとともに、自殺対策計画に基づく事業等の情報収集・分析・提供を行います。

○市の役割

自殺対策基本法に基づき、地域の自殺の実態を把握し、地域特性に応じた自殺対策計画を策定し実施します。住民に対する普及啓発や相談支援、自殺のサインを早期発見し予防するための人材育成等、住民の暮らしに密着した自殺対策を関係機関と連携し推進していきます。

○企業の役割

企業は、雇用する労働者の心の健康の保持及び生命身体の安全の確保を図ることなどにより、自殺対策において重要な役割を果たせること、ストレス関連疾患や勤務問題による自殺は、本人やその家族にとって計り知れない苦痛であることから積極的に自殺対策に参画することが求められます。

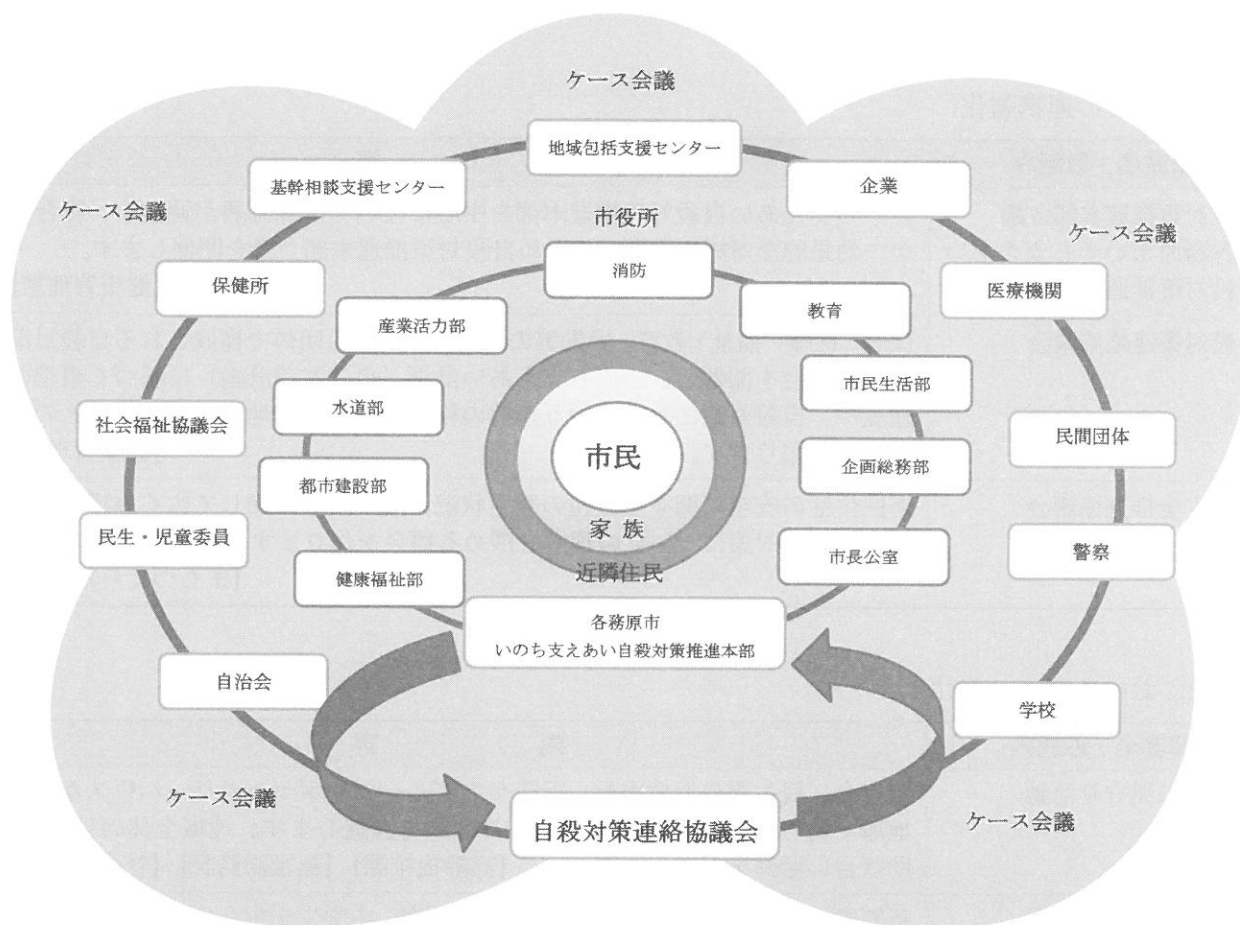
○関係機関・民間団体の役割

保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の自殺対策に関する支援機関や専門職の職能団体、大学・芸術団体、活動内容が自殺対策に寄与し得る民間団体等の関係機関・民間団体は、その活動内容の特性に応じて積極的に自殺対策に参画することが求められます。

○市民の役割

自殺は「その多くが追い込まれた末の死」であり、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。その場合には誰かに援助を求めることが必要であるということや、危機に陥った人の心情や背景を理解するよう努めつつ、自身や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるよう主体的に自殺対策に取り組んでいくことが求められます。

図9 ネットワーク体系図



3. 施策体系

本市の自殺対策は、大きく3つの施策群で構成されています。

1. 国が示している「地域自殺対策政策パッケージ」において、全国的に共通し取組むことが望ましいとされている「**基本施策**」。
2. 市の自殺の現状を踏まえて特に強化することが望ましいとした「**重点施策**」。
3. 自殺対策に関連する様々な事業をまとめた「**生きる支援の関連施策**」。

このように、施策の体系を定めることで、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

(1) 基本施策

1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策が最大限にその効果を発揮するためには、市が県などの関係機関、民間団体、企業、市民等と連携し、総合的に推進することが必要であるため、地域や庁内におけるネットワークを強化します。

①関係機関との連携強化

事業名・取組み	内 容
自殺対策推進本部会議 (各務原市いのち支えあい自殺対策推進本部)	いのち支えあい自殺対策推進本部を中心に庁内の関係部署が連携し、総合的かつ効果的な対策を推進するため自殺対策推進本部会議を開催します。 【健康管理課】
自殺対策連絡協議会	保健・医療・福祉・教育・労働等の行政機関、関係団体で構成される自殺対策連絡協議会を開催し、いのち支えあい計画（自殺対策計画）に基づく事業の検証や、自殺対策における相互連携の検討を行うなど地域の関係機関との連携強化を図ります。 【健康管理課】
生活安全推進協議会	市民生活の安全に関する問題の発生状況、解決策等に関して広く協議を行う中で、自殺対策についての理解を深める機会を作ります。 【まちづくり推進課】

②地域における見守り強化

事業名・取組み	内 容
地域での見守り活動	自治会、民生委員児童委員、近隣ケアグループやボランティアハウスなどが地域で行う見守り、声かけに関する活動を推進します。地域全体の見守り、助け合い活動を促進します。 【高齢福祉課】【福祉総務課】【社会福祉課】
青少年育成活動事業	各町内での活動や「通学路見まもり隊」活動、中学生を中心にしたボランティア組織「ふれコミ隊」の活動を重点とし、「地域の子どもは地域で守り育てる」という視点に立ちながら、青少年が地域の方々とふれあい、安心して生活できる地域づくりを推進します。 【青少年教育課】
NPOに対する周知啓発	高齢者、障がい者、子どもなどを対象としたNPO法人に対し、自殺予防に関する情報の周知啓発を行うことにより、各NPO法人と関係機関との連携促進を図ります。 【まちづくり推進課】

2) 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。自殺の危険を示すサインに気づき、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう必要な研修の機会の確保を図ります。

事業名・取組み	内 容
ゲートキーパー養成研修	<職員対象> 職員がゲートキーパーの役割を担うことで、早期に自殺の危険を示すサインに気づき、関係機関につないでいきます。【人事課】【健康管理課】
	<一般住民> 自治会、民生児童委員、人権擁護委員等の相談員が、関係機関へつないでいきます。【健康管理課】

3) 住民への啓発と周知

自殺の問題はだれもが当事者となり得る重大な問題であることについて、市民の理解を図る必要があります。

悩んでいる人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策において市民一人ひとりの役割について意識が共有されるよう啓発事業を実施します。

① 自殺予防週間、自殺対策強化月間等における啓発事業の実施

事業名・取組み	内 容
企画・展示事業	自殺予防週間及び自殺対策強化月間中に、生きることの素晴らしさ・大切さ、心が温くなる本を展示する。併せて自殺対策関連のリーフレットを配置し周知に努めます。【中央図書館】

② 自殺予防に関する正しい知識の普及

事業名・取組み	内 容
こころの健康づくり講演会	精神科医等による講演会を実施することで、広く市民へこころの健康づくりについて情報提供を行う。こころの問題は誰にでも起こりうること、個人の問題ではなく、社会全体の問題であることを周知していきます。【健康管理課】
健康のつどい	健康づくりを推進するイベントにて、こころの健康保持増進のための啓発パンフレットを配布します。また、気軽に精神科医による相談コーナーを設置します。【健康管理課】
パンフレット等の作成・配布	こころの健康保持増進の啓発のため、パンフレット等を民生委員、母子保健推進員等へ配布し、関係課窓口へも設置します。自殺対策が生きるための支援につながっていることを職員・市民に意識づけます。【健康管理課】

③ 相談窓口及び自殺対策に関する情報提供

事業名・取組み	内 容
相談窓口の周知	ウェブサイトやツイッターやLINEなどのSNSを活用し市や関係機関が行う各種相談や支援事業、メンタルヘルスに関する講演会などの情報を配信し、周知・利用の促進を図ります。【広報課】 住民ガイドブックなどに、市が行う各種相談や支援事業などの情報を記載することで、住民に対して周知を図ります。【まちづくり推進課】 障がい福祉の手引きに、生きる支援に関連する相談窓口の一覧情報を入れ込むことで住民に対する相談機関の周知の拡充を図ります。【社会福祉課】
家庭児童相談室による相談支援	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談の中で、危機的状況に陥る前に問題を発見するなど、自殺リスクの軽減に努めます。【子育て支援課】
メンタルヘルスチェック	自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）に市ウェブサイト、気軽にできるメンタルヘルスチェックの方法を紹介するなど周知を図ります。心の健康問題を早期発見しこころのケア及び相談先への連絡を容易にすることに努めます。【健康管理課】
健康相談事業（こころの相談）	心身の健康に関して、保健師や栄養士、歯科衛生士、精神保健福祉士が相談に応じることで、相談者の不安や悩みの軽減を図ります。【健康管理課】
基幹相談支援センターによる相談支援	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行います。加えて、関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な相談支援を行います。【社会福祉課】【基幹相談支援センター】
消費生活に関する相談、多重債務相談	消費生活に関する相談に応じ、被害救済をはじめ、被害防止のための情報提供を行い、悩みや不安の軽減に努めます。また、地域で見守りを行う地域包括支援センター、近隣ケアなどに相談窓口を周知し情報提供を行います。【まちづくり推進課】
配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））の防止と被害者の保護	DVの防止に関する啓発を行うとともに、相談窓口等の周知や必要な情報の提供に努めます。【まちづくり推進課】 配偶者や交際相手からの暴力にひとり悩んでいる女性に対し、相談窓口への相談を促し、加害者からの避難及び今後の生活再建への支援を行います。【子育て支援課】

4) 生きることへの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害要因」（自殺のリスク要因）を減らす取組みに加えて、「生きることの促進要因」（自殺に対する保護要因）を増やす取り組みを行い、双方の取組みを通じて自殺リスクを低下させ、生きることの包括的な支援として推進していきます。

① 居場所づくり

事業名・取組み	内 容
地域での支えあい活動への取組み支援	地域での日常的な支えあい活動を推進するため、活動拠点の立ち上げや整備を行う団体（ボランティアハウス、近隣ケアグループなど）への支援を行います。支えあい活動の促進により、地域住民のつながりを広げ、孤独・孤立の防止を図ります。【福祉総務課】

事業名・取組み	内 容
子ども館運営	子ども館で保護者が集い交流できる場を設けることで、危機的状況にある保護者を発見し、早期の対応につなげるようリスクの軽減に努めます。また保育士による相談を常時受け付けており、育児に対する不安や悩みを軽減するとともに、必要時専門の支援先につなげることを支援します。 【子育て支援課】
親子サロン事業	保護者が集い交流できる場を設けることで、育児家庭の孤立化を防止するとともに、危機的状況にある保護者を発見し、早期の対応につなげます。 【子育て支援課】
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブを通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握することに努めます。【教育総務課】
基礎学力定着事業 (ららら学習室ホップ・ステップ・ジャンプ)	小学校3年生以上の子どもたちを対象に、地域の大人が学習支援を行う「ららら学習室」を開設し、学習にかかわる悩みを抱えた子供たちを支援します。 【学校教育課】
子育て広場事業 (家庭教育学級)	親が役割や義務を認識し、責任を果たすことができるよう「子育て広場」を開設し、幼・保、小、中の全55学級の支援を行います。子育てをする保護者、親子が集い学び合い・交流できる場を設けることで、育児負担の軽減に努めます。 【青少年教育課】
放課後子ども教室事業	地域の教育力を活用して、放課後に子どもと地域の大人が遊びや活動を通してふれあいの場を持つことで、たくましい子どもを社会全体で育みます。 【青少年教育課】
図書館見守り事業	学校や会社に行くのが辛いと感じた時や、生きていくことに悩みを感じた時などに、緊急避難場所の一つとして図書館を活用してもらい、本を通じて、自分とは違う価値観や、世界があることを伝えます。 【中央図書館】
精神障がい者グループワーク事業	小グループでの創作活動やレクリエーション等の活動を行うことで当事者や家族を包括的・継続的に支え、リスクの軽減につなげます。地域で生活する精神障がい者の生活リズムを整え、仲間づくりや生活意欲を高めることを推進していきます。 【社会福祉課】
障がい福祉サービスの利用支援	障がい者（児）の社会活動への参加や自立生活への支援サービスの提供を通じて悩み等の軽減に努めます。また、短期入所事業等により、介護者の負担の軽減を図り、自殺リスクへの早期対応につなげます。 【社会福祉課】

② 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

事業名・取組み	内 容
街頭や学校での啓発活動	犯罪や非行に走る人の中には、日常生活上の問題や、家庭や学校の人間関係にトラブルを抱えており、自殺のリスクが高いといえます。犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、街頭や学校での啓発活動を通じて、自殺対策支援を行います。 【福祉総務課】
災害時におけるこころのケア対策	市医師会・県・国その他関係団体等と連携して、被災した市民及びボランティアを含む救援活動従事者の「こころのケア対策」を行います。 【健康福祉部】【防災対策課】
民生・児童委員による相談・支援	ひとり暮らしの高齢者など自殺のリスクが高い人の情報を自治会と共有し、必要に応じて各種専門機関へつなぎます。 【社会福祉課】

事業名・取組み	内 容
障がい者虐待相談窓口の設置	虐待への対応を糸口に、当事者や家族等の擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題も察知し、適切な支援先へとつないでいきます。 【社会福祉課】

③ 健康づくりに対する支援

事業名・取組み	内 容
健康診査、各種がん検診	検（健）診を受診し、自分の身体の状況を知り生活習慣を見直す機会とします。疾病を早期発見、早期治療し、健康寿命の延伸につなげます。 【健康管理課】【医療保険課】
健康教育事业	生活習慣病の予防、健康増進等健康に関する正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進につなげます。 【健康管理課】

5) 子ども・若者向け支援

子ども・若者が様々な困難やストレスに直面した際に、一人で抱え込むことなく、地域の大人や学校関係者等へ気軽に相談できるよう、相談体制や相談先情報の周知を推進していきます。

① 相談しやすい体制づくり

事業名・取組み	内 容
母子健康包括支援センター事業	妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応し、切れ目ない支援を行い、不安感の軽減に努めます。継続して支援が必要なケースに関して、支援プランを策定し、訪問や面接、電話等で継続的に家庭環境等背景も考慮し包括的に支援を行います。 【健康管理課】
母子保健事業（乳幼児健康診査、家庭訪問、のびのび測定等）	母親の様子や育児環境から各家庭が抱える問題について把握し、問題があれば関係機関へつなげる等の自殺対策の視点を加えたうえで対応します。 【健康管理課】
妊娠期における妊婦相談や講座（ハッピー子育て講座、マタニティ広場）	産後は産後うつや育児による不安やストレスから自殺のリスクを高める可能性があります。母子健康手帳の交付時の妊婦相談やハッピー子育て講座、マタニティ広場を開催することで妊娠中から育児について、相談機関について情報提供でき、妊婦自身の問題解決能力を養うことに努めます。 【健康管理課】
子育てヘルパー講座	市民に「子育てヘルパー養成講座」を受講してもらい、地域における子育て支援を推進するとともに、子育てに関する知識を高めることで、子育て家庭の身近な相談者としての役割を担えるよう努めます。 【子育て支援課】
要保護児童、要支援児童及び特定妊婦への支援	要保護児童、要支援児童及び特定妊婦について、関係機関と連携を取りながら早期発見、早期対応を図ることで、問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減に努めます。 【子育て支援課】
悩みを抱えやすい若者への相談窓口の周知	悩みを抱えやすい若年層は、進学、就職、結婚等のライフイベントが重なりストレスとなり得る可能性があります。また、ひきこもり等の問題も生じやすい時期であることから、相談窓口を周知し、必要に応じて各種専門機関につないでいきます。 【健康管理課】

② いじめを苦にした子どもの自殺の予防

事業名・取組み	内 容
いじめの未然防止・早期発見・早期対応	無記名式による市統一いじめアンケート「かかみがはら 心のアンケート」を全小中学校、各務原特別支援学校で年間3回以上実施し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めます。 【学校教育課】
「市いじめ対策連絡協議会」の開催	本協議会における協議や情報交換等を通して、いじめの防止等の取組が関係者の密接な連携の下で行われるよう努めます。 実効性のある方針として持続するよう「各務原市におけるいじめの防止等のための基本的な方針」の見直しを継続して行います。 【学校教育課】
必要に応じた「市いじめ問題対策委員会」の開催	「重大事態の調査」、「いじめの防止等のための調査研究」、「いじめの通報や相談を受け、必要な際に当事者間の関係を調整するなどして問題の解消を図る」ことを通して、市におけるいじめの防止、早期発見、いじめ事案の対処を実効的に行います。 【学校教育課】

③ 若者の抱えやすい課題に注目した児童生徒等への支援の充実

事業名・取組み	内 容
担任等による教育相談	担任等による個別の教育相談等を実施することで、悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めます。 【学校教育課】
スクールカウンセラー等による教育相談	学校でスクールカウンセラー等の専門家が相談に応じることで相談者の不安感の軽減を図ります。 【学校教育課】
教育センター「すてっぷ」による教育相談	学校以外で相談ができる場を提供することで、相談の敷居を下げ、問題の早期発見・早期対応に努めます。必要に応じて各種専門機関とつなぎ、継続的・発展的な支援を図ります。 【教育センター】
少年センター運営事業	青少年非行の未然防止や不審者への抑止力になり得るよう、学校や地域、警察と連携します。また地域で継続した声かけや巡回活動により、若年層の抱える問題や地域の実態を把握するとともに、青少年を取り巻く環境の健全化を図ります。 【青少年教育課】

④ 命を大切にする教育の充実

事業名・取組み	内 容
道徳教育の充実	小中学校の「特別の教科 道徳」を中心として学校の教育活動全体を通して「生命の尊さ」について考えさせ、生命のある全てのものをかけがえのないものとして尊重し、大切にする判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。 【学校教育課】
「自殺予防週間」と関連する取組等の周知	「自殺予防週間」を全小中学校、各務原特別支援学校に実施要項等の送付により周知し、様々な取組等を通して児童生徒の自殺予防対策に配慮するよう促します。 【学校教育課】
相談窓口の周知	児童生徒が悩みや相談（SOS）を求める時に、多様な選択肢から選べられるよう「24時間子供SOSダイヤル」や「こころの健康相談統一ダイヤル」、「よりそいホットライン」等の相談窓口を、小中学校、各務原特別支援学校を通じて周知します。 【学校教育課】
「SOSの出し方に関する教育」の推進	「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育（SOSの出し方に関する教育）」を、教材例を紹介することで推進を図ります。 【学校教育課】

事業名・取組み	内 容
長期休業前における「生命」を大切にしている心や態度を育む指導の推進	長期休業前に全小中学校、各務原特別支援学校で、「生命」を大切にしている心や態度を育む指導がされるよう指導の観点等を周知し推進します。 【学校教育課】

(2) 重点施策

本市の特徴として、自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル (2017) より「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」の問題が指摘されています。これらを今後重点的に取り組むべき課題として推進していきます。

1) 高齢者向け対策

高齢者は、家族との死別や離別、身体疾患や認知症の発症などをきっかけに、孤立や介護等の複数の問題を抱えやすくなります。こういったリスクのある方を早期に発見し、必要な支援へと繋げていきます。また、高齢者本人の生きがいや居場所づくり等の取組みや、家族、支援者への支援をすすめていきます。

① 包括的な支援のための連携の推進

事業名・取組み	内 容
地域包括ケアシステム	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムを推進します。 【高齢福祉課】
地域包括支援センターの運営	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、地域包括支援センターと関係各機関で共有します。自殺対策も念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげていきます。 【高齢福祉課】
生活支援整備体制事業	生活支援コーディネーターを中心に、定期的な情報の共有・連携強化の場として協議体を設置し、多様な主体間で連携・協働による資源開発を推進します。また、介護の人材不足への対応及び地域で要支援者を支える人材を育成するために生活支援サポーター養成研修を実施します。 【高齢福祉課】
在宅医療・介護連携推進事業	地域で安心して暮らす上で必要な医療・介護を、切れ目なく受けられる体制の整備を目指します。また、医療機関や介護事業所等の関係機関を構成員とする会議や研修を開催し、在宅医療・介護に関する連携を推進します。 【高齢福祉課】

② 地域における要介護者に対する支援

事業名・取組み	内 容
介護認定事業	介護認定申請に関する相談を通じて、家族や本人が抱える問題を把握した場合、他課や地域包括支援センター等に情報提供を行います。 【介護保険課】
要介護認定及び介護給付の適正化事業	適正な要介護認定及び介護給付を行います。必要な介護サービスの利用によって、家族の介護負担の軽減につなげます。 【介護保険課】

事業名・取組み	内 容
高齢者団体対象の介護予防教室	高齢者団体等（シニアクラブ、ボランティアハウス、近隣ケア）を対象に口腔・運動等の講座を用意します。講座を受講した団体から、支援対象者の方に介護予防教室等への参加の呼び掛けにつなげます。【高齢福祉課】
認知症サポーター養成講座	認知症についての正しい知識を持ち、認知症の方や家族を応援する認知症サポーターを養成し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。【高齢福祉課】
認知症初期集中支援チームの設置	認知症が疑われる方の家族を訪問し、生活状況や認知機能等の情報収集や評価を行い、適切な診断へと結びつけ、本人や家族への支援を行います。【高齢福祉課】
認知症カフェ	認知症の方やその家族の方、認知症に関心のある方などが、気軽に集まれる場の開設を支援し、気分転換や情報交換のできる機会を提供します。【高齢福祉課】
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の登録	高齢者(60歳以上の方または要支援・要介護認定を受けている方)の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促し、高齢者の暮らしやすい住宅の確保を図ります。【建築指導課】

③ 高齢者の健康不安に対する支援

事業名・取組み	内 容
高齢者いきいき生活サポート事業	高齢者にとってはままならないちょっとした日常的な作業を、元気な高齢者が有償でサポートすることにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域包括ケア体制の構築を目指します。また、意欲のある元気な高齢者の生きがいづくりにつなげます。【高齢福祉課】
住民主体による高齢者等移動支援事業	高齢者等の移動手段が乏しい地域の住民主体で移動手段を確保する取組みを支援し、高齢者の介護予防・生活支援・社会参加につなげます。【高齢福祉課】
養護老人ホームへの入所	経済的理由等により自宅での生活が困難な虚弱高齢者を、養護老人ホームへの入所へつなげます。【高齢福祉課】
ひとり暮らし等施策 (緊急通報システム事業)	ひとり暮らしの方などの緊急時に備え、ボタンを押せばすぐに消防署へ連絡が入る緊急通報システム機器を設置（貸与）します。【高齢福祉課】
ひとり暮らし等施策 (食の自立支援事業)	個別訪問による配食サービスを行い、ひとり暮らし高齢者などの安否確認、孤独死や自殺防止につなげます。【高齢福祉課】
高齢者虐待の防止と対応	高齢者虐待を未然に防ぐとともに、虐待が発見された場合は速やかに対応し、被虐待者の保護に努めます。【高齢福祉課】
かかりつけ医の推進	身体の状態を的確に判断し、健康に関する相談に応じるかかりつけ医の推進に努めます。【健康管理課】

④ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

事業名・取組み	内 容
予防訪問介護・予防通所介護・ミニデイ・生活支援事業	介護事業所、ボランティア等の多様な事業主体による重層的な生活支援、介護予防サービスの提供により、地域の高齢者の在宅生活を支えます。【高齢福祉課】

事業名・取組み	内 容
かかみがはら安心ねっとわく事業	地域社会全体で見守りのネットワークを構築することにより、高齢者の孤立死防止、安否確認及び行方不明者の早期発見につなげます。 【高齢福祉課】
ひとり暮らし等施策 (要援護高齢者台帳の整備) (民生委員による見守り活動)	見守り活動を通じて、地域全体の気づきの力を高め、ひきこもりがちな高齢者を地域全体で支えます。要援護高齢者台帳の情報を、民生委員と市、地域包括支援センターなどと共有することで、自殺のリスクを抱えている可能性のある住民への訪問等に活用します。 【高齢福祉課】
学びの機会充実事業	長期講座、短期講座、60歳以上対象の「ライフカレッジ」「ハイカレッジ」を実施し仲間づくりを支援します。 【いきいき楽習課】
生きがい施策 (シニアクラブへの活動助成)	高齢者の生きがい施策として、シニアクラブへの活動助成を行い、シニアクラブの活性化を図ります。 【高齢福祉課】

2) 生活困窮者向け対策

生活困窮者はその背景として、複合的な問題を抱えている場合があります。自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、それらの要因が連鎖する中で起きています。そのなかでも経済的な困窮は自殺の大きなリスク要因です。そのため、生活困窮者に対する就労、生活面の支援と、心の健康の支援などの様々な取組みを通じて包括的に支援を行っていきます。

① 自殺対策と生活困窮者自立支援制度等との連動

事業名・取組み	内 容
生活保護受給者に対するケースワーク	生活保護受給者は、受給していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっています。生活保護受給者に対するケースワークを通し、各種相談・支援を行います。 【社会福祉課】
生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金、一時生活支援事業)	住居は最も基本的な生活基盤であり、住居問題を抱えている人は自殺のリスクが高まることが少なくないため、住居確保給付金や一時生活支援事業を行います。 【社会福祉課】
生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業)	就労することに困難を抱えている人は、生活の問題やその他複合的な問題も抱え、自殺リスクが高まる場合もあるため、一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。 【社会福祉課】
行旅人、ホームレスに対する相談・支援	路上生活者等は自殺リスクの高い方や、自殺の問題要因の1つである精神疾患や各種障がいを抱えている方が少なくありません。これらの方に対し、各種相談や支援を行います。 【社会福祉課】
勤労者生活・住宅資金融資	生活等に必要な資金を支援することで、生活面のサポートをするとともに、労働面での課題等を把握し、適切な支援先へとつなぎます。 【商工振興課】

② 生活支援の充実や居場所づくり

事業名・取組み	内 容
母子生活支援施設入所措置	母子家庭は経済的困窮をはじめ、様々な困難を抱えて自殺リスクが高い場合も少なくないため、施設入所の斡旋を通じて、対象家庭を把握するとともに、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行うことで、自殺リスクの軽減に努めます。 【子育て支援課】
児童扶養手当支給事務	家族との離別・死別を経験している方は生活上の困難を抱えている可能性が高いため、児童扶養手当の支給を行います。 【子育て支援課】
就学援助	小学校1年生から中学校3年生までのお子さんをお持ちの保護者の方で、経済的な理由で学校へ就学させるのにお困りの方に、学用品費、学校給食費など就学に必要な費用を援助します。 【学校教育課】
特別支援教育就学奨励費	小学校・中学校の特別支援学級で学ぶ児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、家庭の経済状況に応じ、就学のために必要な経費の一部を補助します。 【学校教育課】
国民年金窓口業務	保険料納付困難な方へ免除制度の案内や申請受付をすることにより、保険料の免除や納付猶予を行います。老齢基礎年金の受給資格取得や受給金額増額のための高齢任意制度の案内を行います。各種基礎年金裁定請求（特に障害基礎年金裁定請求）については請求者の状況を十分に把握し、年金事務所と協力・連携をしながら公正な年金受給に繋がるよう受付します。これらによって生涯にわたって年金が受給でき、生活費の負担や不安感の軽減を図ります。 【市民課】
地域職業相談室 企業説明会	国と共同で地域職業相談室（シティーハローワーク各務原）を運営します。事前に就労状況等の情報を聞くことで、就労希望者の不安やミスマッチを軽減するといった就労支援を行います。 【商工振興課】
求人情報の発行	毎月1日及び15日に求人情報を発行します。就労者に対し求人情報を提供することで、希望の職種とのマッチングを促し、就労へ繋がります。 【商工振興課】
ふれあいバス・タクシー	地域の有効な移動手段として市民に愛され、持続的な運行が可能になるよう、地域住民、交通事業者、行政が一体となった取組みを戦略的に進め、一層の利用促進に取組みます。 【商工振興課】

③ 相談支援、人材育成の推進

事業名・取組み	内 容
水道料金等徴収業務	水道料金・下水道使用料の支払いが困難な方のうち、生活面で深刻な問題を抱えている方には、納付相談と合わせ、支援機関等の情報提供を行います。 【水道総務課】
市営住宅使用料徴収業務	住宅使用料滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、担当者が支援機関等の必要な情報を把握し、市営住宅使用料の徴収（滞納者への連絡・督促・訪問）の際、適切な情報提供を行います。 【建築指導課】
夜間・休日納税・納付相談 事業	多様な問題を抱えている納税者・国保加入者のため、夜間納税・納付相談及び休日納税・納付相談を実施します。多重債務者には、専門の相談窓口を紹介します。 【税務課】【医療保険課】

事業名・取組み	内 容
保育料等納入促進事業	保育料を滞納している保護者の中には、生活上の様々な問題を抱えて払いたくても払えない状態、かつ、必要な支援につながっていない方もいると思われます。保育所長等により、保育料納入の催告状や口座振替不能の際の納入通知書を保護者へ手渡し、滞納者への保育料の納入を呼びかける際、必要な相談窓口や支援に繋がります。 【子育て支援課】

3) 職場環境に関する対策

職場でのパワーハラスメントや長時間労働を一因とする自殺が全国で発生しており、勤務問題に関わる自殺への対策は重要な課題です。そのため、職場環境改善のための体制整備や支援をすすめていきます。

① ワークライフバランスの推進

事業名・取組み	内 容
ワークライフバランスの周知	家事や子育て、介護などにおける男女共同参画を促進するため、セミナーを開催するなど、ワークライフバランスの意識啓発に努めます。 【まちづくり推進課】
事業者などへの両立支援の取組みの促進	「岐阜県ワークライフバランス推進エクセレント企業」認定制度等について情報提供を行い、事業所の両立支援への取組みの促進を図ります。 【まちづくり推進課】【商工振興課】
両立支援事業の推進 (再就職準備講座の広報)	出産・育児等を理由として退職し、その後就職可能となった人に対して、労働雇用関係団体が実施する就職支援事業について、広報誌によるPRや情報提供を行います。 【商工振興課】 女性の職場復帰や再就職に関するセミナーを開催し、就業に向けた支援を行います。 【まちづくり推進課】
ハローワークとの連携	ハローワークと連携して、求人情報の提供等、求職者に対して支援をします。 【商工振興課】

② 中小企業への支援

事業名・取組み	内 容
市小口融資	融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥っている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげます。 【商工振興課】
相談機関の周知	労働環境改善啓発のポスターや相談窓口のパンフレットを商工振興課窓口に設置し、中小企業への周知を行います。 【商工振興課】

③ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

事業名・取組み	内 容
職員の健康管理事業	市職員や学校職員へストレスチェックの実施や、こころの健康相談を実施します。 【人事課】【学校教育課】

(3) 生きる支援関連施策

(1) 基本施策 (2) 重点施策 以外の生きる支援となり得る事業をまとめました。

No.	担当課	事業名・取組み	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業内容	実施
1	まちづくり推進課	人権啓発事業	人権意識を高めるための啓発、人権問題を抱える方への相談事業を行う。	▼人権相談窓口は、自殺者の多くが複数の問題を抱えていることから、潜在的な自殺リスクを抱える方の早期発見につながり得る。 ▼相談対応を行う人権擁護委員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、適切な機関につなぐなど、支援への接点へとなり得る。	市相談日 月1回 講演会年1回
2	まちづくり推進課	消費者保護推進・消費者知識普及啓発事業	消費者の権利を尊重し、自立を支援するための啓発や、相談事業を行う。	▼消費者トラブルの対処方法や相談窓口を周知し、被害の救済や拡大防止を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	随時
3	防災対策課	災害予防計画・防災ハンドブック更新事業	市民ひとりひとりの防災行動力の向上のため、地域防災計画のあらましを示すとともに、大規模災害時における生活行動基準、各家庭における対応の指針等を内容とする、市民向け防災ハンドブックを更新し配布する。また、このハンドブックを活用し、市民の防災意識の向上を図る。	▼防災ハンドブックを活用することで、適切な連絡先を把握することができる。生活上の困難の軽減を図ることにより、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	平成32年度以降に改定の予定あり
4	福祉総務課	地域福祉推進事業	地域福祉計画の策定制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を実現する。	▼地域福祉の推進に向けた取り組みの方針として、地域福祉計画を定め、自殺対策に関する施策を地域福祉計画内に位置付ける。 ▼社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に策定する。	平成30年度より策定開始、平成31年度完成予定 (H32～H36年度の5年計画)
5	福祉総務課	地域福祉推進事業	福祉体験学習 高齢者や障がい者について学ぶことで、地域の福祉に関心をもってもらい地域福祉の担い手の育成を図る。	▼「他人」のことを「我が事」としてとらえ、困りごとを抱えた方たちの支えとなりうる人材を育成する。	継続実施 (7月、8月)

No.	担当課	事業名・取組み	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業内容	実施
6	社会福祉課	中国残留邦人等生活支援事業	特定中国残留邦人等とその配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方を対象に、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。	▼言語的、文化的な障壁に加えて、収入面でも困難な状況にある場合、安定的な生活が送れず、自殺リスクが高まる可能性もある。 ▼相談・助言を通じてその他の問題も把握・対応を進めることで、生活上の困難の軽減を図ることは、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	随時
7	社会福祉課	障害福祉計画策定・管理事業	障害者計画及び障害福祉計画の進行管理を行うとともに、次期障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定を行う。	▼障害者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ることができる。	随時
8	社会福祉課	特別障害者手当等支給事務	重度の障がい者を有する障がい者（児）に対して、重度の障がいのために必要となる精神的、物質的な負担の軽減の一助として手当を支給する。	▼手当の支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	随時
9	社会福祉課	障がい者就労支援コーディネーター設置事業	就労への手続き、事業所との連絡のとり方、職場での悩みなど、障がい者に寄り添い、継続的に、支援及び調整の役割を担う。	▼障がい者への就労支援を通じて、仕事以外の問題にも気づき、必要な場合には支援先につなぐ等の対応により、必要な支援への接点になり得る。	随時
10	社会福祉課	地域自立支援協議会の開催	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関とのネットワーク構築	▼医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策（生きることの包括的支援）を展開する上での基盤ともなり得る。	随時
11	社会福祉課	手話通訳者等派遣事業	聴覚障がい者・中途失聴者・難聴者が社会生活において意思疎通を図る上で、支障がある場合に手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。	▼手話通訳者等にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、障がい者の中で様々な問題を抱えて自殺リスクが高まった方がいた場合には、適切な支援先につなぐ等、手話通訳者等が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	随時
12	社会福祉課	手話奉仕員養成事業	聴覚障がい者、聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度についての理解ができ、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。	▼養成講座の中で自殺のリスク要因や対策事業について言及することで、支援対象者の中で自殺リスクの高い方がいた場合には、適切な支援先につなぐ等、気づき役、つなぎ役としての意識を高めてもらう機会となり得る。	随時

No.	担当課	事業名・取組み	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業内容	実施
13	社会福祉課	日中一時支援事業	障がい者（児）を介護する者が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な保護を行う。	▼ショートステイの機会を活用し、障がい者（児）の状態把握を行うことで、虐待等の危険を早期に発見するための機会ともなり得る。それは自殺リスクへの早期対応にもつながりうる。 ▼介護の負担を軽減するという意味で、支援者（介護者）への支援としても位置付け得る。	毎月1回開催
14	建設管理課	自転車等駐車場管理業務	駅付近にある自転車駐車場の整理整頓等管理を行うものである。	▼各務原市内には那加駅外10か所の自転車駐車場があり平日毎朝夕清掃整理整頓などの業務を行っている。 ▼利用者には学生も多く、毎日の様子から、最近元気をなくした子の発見につながり、またそういった子への挨拶の声かけにより気分をほぐすきっかけになり得る。	日曜日以外の朝夕2時間ほど
15	道路課	道路ストック維持管理	道路構造物の防災点検、修繕、更新などを適切に実施し、安全性を確保するものである。	▼各務原市内には、市管理の横断歩道橋が9橋あり、そのうち、8橋については、市内幹線道路に設置されており、交通量も多く掲示箇所として非常に有効なスペースである。この8橋の横断歩道橋を利用し、自殺・うつなどの啓発キャンペーン用横断幕を設置するスペースとして利活用を積極的に図る。	年1回 (4～5月頃)
16	建築指導課	市営住宅募集事務	市営住宅の公募・入退去管理事務を行う。	▼市営住宅入居募集基準に適合する世帯は、住宅困窮者、かつ低所得であるため、生活面での困難な住民に接触する有効な窓口となり得る可能性がある。	募集期間 1回／年
17	環境政策課	公害等の苦情対応	公害等に関する苦情があった場合は、現場を確認し、公害等の原因者がわかるものについては、解決に向け、指導等を行う。	▼公害等の苦情の場合、規制基準を下回り指導の対象とならず、問題が解決できない場合も多い。問題が解決されない場合、苦情者がストレスから精神疾患を患い、自殺に至る場合がないとは言えない。そこで、被害の原因となるものが規制基準を超えていない場合でも、原因者に対して周辺環境に配慮いただくように依頼を行う。また、規制基準を超えていない場合でも利用できる公害紛争処理制度を紹介する。	実施中

No.	担当課	事業名・取組み	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業内容	実施
18	子育て支援課	子育て支援短期利用（ショートステイ）事業	保護者の病気、出産、介護、冠婚葬祭などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間宿泊を伴った養育・保護を行うことで児童及びその家族の福祉の向上を図る。	▼子どもの一時預かりの聴き取り時に、家族の状況や保護者の抱える悩み等を察知し、支援する契機となり得る。	随時
19	子育て支援課	母子家庭等自立支援給付金事業	（１）自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭の父母が仕事に就くために必要な技能や資格を取得した場合に給付金を支給する。 （２）高等職業訓練促進給付金等 ひとり親家庭の父母が、自立に向けて養成機関で修業し、資格取得を目指す場合に給付金を支給する。 （３）高卒認定試験受講修了時等給付金 ひとり親家庭の父母又はその児童の学び直しを支援し、より良い条件での就労につなげるため、高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座を修了した時、及び試験に合格した場合に給付金を支給する。	▼給付金申請時に、生活状況等を把握する中で、早期発見につながる。	随時
20	子育て支援課	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。	▼貸付申請時での面談において、自殺リスクを抱えた方の把握につながり得る。	随時
21	子育て支援課	母子・父子自立支援員の配置	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置する。	▼母子・父子自立支援員によるひとり親家庭相談時に、生活環境や家庭状況を聴き取りする中で早期発見につながる。	随時

No.	担当課	事業名・取組み	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業内容	実施
22	子育て支援課	保育の実施 (公立保育所・私立保育所・認定こども園など)	公立保育所・私立保育所・子ども園による保育・育児相談の実施・保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	▼保育士が保護者支援研修等を受講することで、自殺リスクを早期発見し、他機関へとつなぐなど、支援への接点になり得る。	随時
23	子育て支援課	一時預かり事業	就労・疾病等で乳児の養育ができない保護者に代わり、児童の健全育成を図る。	▼子どもの預かりと養育の機会は、保護者や家庭の状況を知る機会となる。 ▼保護者や家庭が問題を抱えている場合には、必要な支援先につなぐなど、支援への接点になり得る。	随時
24	健康管理課	不妊治療費助成事業	不妊で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図り、不妊治療の機会の拡大を図り、子どもを生み育てる環境を整備する。	▼申請時に保護者の不安や悩みの軽減に寄与し得る。 ▼女性相談や県の不妊相談など関係機関へとつなぐ等の対応をすることで、包括的な支援を提供し得る。	随時
25	健康管理課	妊婦健康診査事業	妊娠中の異常を早期に発見し、早期治療に結びつけ、適切な援助を行なうことで、妊婦の健康の保持増進を図る。妊娠届出をした妊婦に対し、妊婦健康診査受診票を一人14枚交付する。	▼妊娠中の不安や悩みに対して、医師や助産師が関与することで、リスクの早期発見、早期治療に結び付けることができる。 また、妊娠中から関係機関と連携し、継続した支援を提供する。	随時
26	健康管理課	養育医療給付事業	療育のため病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その療育者に必要な医療の給付を行う。	▼療育を必要とする未熟児は、今後も発達に影響が出る可能性が高く、その児を療育する者は今後の育児や児の将来への不安を抱きやすく、また自責の念にもかれやすい。手続きを通し、養育者へ話を聞いたり、相談にのることで、生きる支援となりうる。	随時
27	健康管理課	産後1か月健康診査助成事業	母体や新生児の健康確保、子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、出産後1か月健診に係る費用に対し助成を行う。	▼妊娠届出時に事業PRを徹底、健診の受診を促し、疾病の早期発見早期治療、保護者の不安や悩みの早期軽減に寄与し得る。 ▼必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応をすることで、包括的な支援を提供し得る。	随時
28	健康管理課	母乳育児相談費助成事業	親子の愛着形成を促すなど母乳での育児を支援するため、母乳育児相談の保険適応外の費用に対し助成を行う。	▼妊娠届出時に事業PRを徹底、利用を促し、保護者の不安や悩みの軽減に寄与し得る。 ▼必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応をすることで、包括的な支援を提供し得る。	随時

No.	担当課	事業名・取組み	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業内容	実施
29	健康管理課	母子保健推進員の育成事業	住民に母子保健施策を広め、親の身近な相談相手になりうるよう知識を習得させ、訪問等の自主活動が活発に行えるよう支援する。活動内容（①乳幼児健康診査の受診の勧奨、②母子保健に関する知識の習得及び指導、③母性及び乳幼児の保健に関する問題点の把握、④各種母子保健事業の紹介）	▼こころの健康講座等の研修を受講してもらうことで、訪問活動の中で、保護者や子ども、家庭の様子から家族の問題を把握した場合に、必要に応じて、関係機関へつなげる等の対応がとれるようになり得る。	年5回程度
30	健康管理課	健康手帳交付事業	健康診査の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資する。	▼睡眠・休息・ストレスコントロールについて情報を掲載することで、健康管理能力が向上し得る。 ▼医療機関への受診記録をつけることで、継続的な受診行動に繋がり、体の不調を早期に発見、対応することに繋がる。	随時
31	健康管理課・医療保険課	成人保健事業（特定保健指導）	特定健診又は国保人間ドックを受診し、その結果から、生活習慣病の発症のリスクが高く、健康の保持に努める必要があると認められたものに対し、保健指導を行う。	▼保健指導実施時に本人の問診状況（睡眠・休息等）や生活状況を把握し、必要な保健指導を実施する機会とし得る。 ▼必要時には相談窓口の案内や情報提供の機会とし得る。	受診月で12グループに分けて開催
32	健康管理課	訪問指導事業（成人）	療養上の保健指導が必要であると認められた者及びその家族等に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図る。	▼訪問時の様子や家庭の様子から家族問題等を把握し、問題があれば関係機関へ繋げる機会となり得る。	随時
33	健康管理課	健康診査事業（生活保護）	健康診査及び各種検診、ヤング健診の受診費用の一部を免除し、生活習慣病予防対策として、健診受診を促す。	▼生活保護世帯の方は費用免除申請にて無料で受診できることを周知していく。 ▼生活保護世帯は生活困窮や健康問題など併せ持っている可能性が高い。受付の際、必要に応じて相談機関を紹介する機会となり得る。	6月～2月
34	健康管理課	予防接種事業	定期接種、風しんワクチン接種促進対策事業の実施	▼生活保護世帯の方は費用免除申請にて無料で受診できることを周知していく。 ▼生活保護世帯は生活困窮や健康問題など併せ持っている可能性が高い。受付の際、必要に応じて相談機関を紹介する機会となり得る。	随時

No.	担当課	事業名・取組み	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業内容	実施
35	健康管理課	栄養教室事業	食生活改善推進員養成講座	▼食生活に問題があり生活習慣病等に罹患する方の中には生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の問題を抱えている方が少なくないと思われる。栄養や健康の基礎知識を学び、地域の食の改善を普及啓発していく。	年8日間開催
36	健康管理課	歯周病検診事業	歯の喪失予防及び口腔内疾病の早期発見を図るため、一定年齢の者を対象に歯周病検診を実施し、市民の健康保持及び向上に資する。	▼歯周病等による歯の喪失で食生活に問題があり生活習慣病等に罹患する方の中には食事・運動等日常生活上の問題を抱えている方も少なくないと思われる。オーラルフレイルに気づき、口腔機能の維持向上・低栄養の予防や社会参加を促す。	6月～2月
37	健康管理課	休日急病診療所運営事業	休日に応急的な医療を実施する。	▼患者の中には、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等、自殺リスクにかかわる問題を抱えているケースも想定されるので、そのような場合には必要な支援先につなぐ等の対応を行う。 ▼診療所内に、啓発リーフレットを置く。	休日・祝日
38	青少年教育課	子ども会育成協議会事業	子ども会組織の活性化や活動の充実を図るとともに、家庭と地域の教育力向上及び青少年の健全育成を推進するため、単位子ども会の支援を行いながら、次世代のリーダー育成に努める。	▼家庭と学校と地域が三位一体となったコミュニティの形成に繋げることで、問題の早期発見・早期対応を図ることができる。 ▼市のイベントや地域行事への参加など、学校とは異なるコミュニティでの活動を促すことで、子どもたちが自主・自立などの社会性を養うことに寄与し得る。	年間通して実施
39	企画政策課	総合計画後期基本計画策定事業	市の目指す将来像を描き実現のためのまちづくりの方向や主な施策を定める長期的なまちづくり計画の後期基本計画を策定する。	▼自殺対策について言及することにより、総合全庁的に対策を進めやすくなる。	計画期間 H32～H36 策定期間 H30～H31
40	企画政策課	総合戦略策定事業	人口減少という課題解消に寄与する観点から、人口減少に歯止めをかける重要な取り組み（但し期限立法）	▼戦略に盛り込むことにより、人口減少化対策に寄与するものとなる。	計画期間 H27～H31 策定は H31 予定
41	高齢福祉課	シニア文化祭事業	高齢者が日頃の活動の成果を互いに披露し、親睦や交流を深める。	▼シニア文化祭において、生きることの包括的支援（自殺対策）のパネル展示やブース出展の機会をもてれば、高齢者及びその周囲の方々への啓発の機会とすることができる。	2月開催

No.	担当課	事業名・取組み	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業内容	実施
42	商工振興課	商店街補助事業	街路灯等の電気料金の助成 地域の活性化につなげる経費の補助 街路灯のLED化、改修、防犯カメラ設置等の工事費の一部を助成	▼商店街に対し補助事業を行うことで、商店街運営をサポートし、商店街の負担の軽減に寄与し得る。	通年
43	救急指令課	事後検討会	搬送症例の検証及び隊員へのフィードバックを行うことにより、自損行為事案への対応力・観察・処置の技術の向上を図る。	▼検討症例の中に、自損行為症例を含むことで、救急活動を振り返り、救命率の向上につなげる。	毎月1回開催
44	救急指令課	救急隊員技術訓練会	救急医学に関する基礎知識に基づき、応急処置時における的確な観察・判断能力、応急処置に必要な専門的技能を習得し、救急救命士並びに救急隊員として活動できることを目的とする。	▼訓練内容に自損行為の症例を設けることにより、自殺対策への意識と救急活動のスキル向上を図ることができる。	年1回実施
45	救急指令課	事後検証	救急活動や救急救命士の特定行為について医師より医学的観点から事後検証を受け、その結果を救急隊にフィードバックし再教育することで、救命率の向上並びに救急救命士を含む救急隊員の知識・技術の向上を図る。	▼自損行為症例の救急活動を医学的観点から事後検証してもらう事で、救命率の向上につながり得る。	毎月

4. 評価指標

	指 標	現状値(H29)	目標値 (H35)	説 明
全 体	自殺死亡率	自殺死亡率 16.2 自殺者数 24人	自殺死亡率 12.0 自殺者数 18人 (26%減)	自殺死亡者数は0であることが望ましい自殺総合対策大綱では、H27～H38年度までの数字目標を自殺死亡率を30%減少と設定していることを踏まえて、H35年度の数値目標は26%減とした。 (岐阜県の目標値(率)と同じ)
基本施策	①自殺対策連絡協議会	—	毎年定期開催 (H31～)	保健・医療・福祉・教育・労働等の行政機関、関係団体で構成される自殺対策連絡協議会を開催します。いのち支え合い計画(自殺対策計画)に基づく事業の評価や自殺対策における相互連携の検討を行う。
	②ゲートキーパー研修を受けた者のうち理解が深まったと答えた人の割合	—	80%以上	市の職員が、自殺対策計画を理解し、ゲートキーパー研修を受けることで、市の申請・相談窓口に来庁した住民の方の不安や悩みが解消されるとともに、庁内の横断的な連携が深まる。
	③悩みや不安を相談する人や場所があると感じる市民の割合	89.3% (H30)	90%以上	日常生活において様々な悩み・不安が生じたときに、相談する人がいたり、相談場所を知っていることは、生きることの促進要因となり得る。
	④ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	82.5%	90%	子育てをする中で、ストレスや不安が生じて、上手に解消できて、ゆったりと過ごせる時間があると思えることは、生きることの促進要因となり得る。
	⑤地域ぐるみで青少年の健全育成が行われていると感じる市民の割合	40.6% (H30)	増加	学校・家庭・地域及びPTAや子ども会等が連携を密にし、将来を担う子ども達を地域で守り育てていくことは、自己有用感を感じる青少年を育てていくことにつながる。
【重点施策】 高齢者	⑥介護予防教室の開催数	延535回	延800回	高齢者は、健康・介護問題を苦にした自殺者数が多い。介護予防事業を推進することは、要介護状態になることや重症化を防ぐ。仲間づくりや生きがいづくりの場があることは、生きることの促進要因となり得る。
【重点施策】 生活困窮者	⑦生活困窮者自立支援事業の相談への対応件数	延336件	増加	生活困窮者は自殺リスクが高い。生活困窮者自立支援の相談は、1人あたりの相談対応件数が増加している。よりきめ細やかな対応は生きることの促進要因となり得る。
【重点施策】 職場環境	⑧「岐阜県ワークライフバランス推進企業」登録数	112社	増加	職場環境、労務管理、育児介護支援、女性の活躍推進等ワークライフバランスを推進している企業が増えることが、生きることの促進要因となり得る。

第4章 自殺対策の推進体制

1. 計画の推進体制

(1) 各務原市いのち支えあい自殺対策推進本部会議

庁内の自殺対策関係部署による「各務原市いのち支えあい自殺対策推進本部会議」を開催し、各部署における自殺対策関連事業の実施状況の把握を行い、全庁的な取組みとして自殺対策を推進していきます。

(2) 自殺対策連絡協議会

保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の行政機関、関係団体で構成される自殺対策連絡協議会を開催し、実施状況の評価を行うとともに、連携・協力して自殺対策に取り組めるよう推進していきます。

2. 計画の進捗管理及び評価

計画の着実な推進を図るため、毎年度、各分野の取組みの進捗状況を把握し取りまとめ、自殺対策連絡協議会において評価を行い、今後の取組みについて協議します。また、自殺対策推進本部会議において必要な対策を推進していくよう、PDCAサイクルによって計画の進捗管理を行い、必要があると認める場合は計画の見直しを行います。

○参考資料

資料1 自殺対策基本法

資料2 自殺総合対策大綱（概要）

資料3 各務原市いのち支えあい計画（自殺対策計画）策定経過

資料4 各務原市いのち支えあい自殺対策推進本部設置要綱

資料5 各務原市いのち支えあい計画（自殺対策計画）策定委員会設置要綱

資料6 各務原市いのち支えあい計画（自殺対策計画）策定委員名簿

平成十八年 法律第八十五号

自殺対策基本法

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附 則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれ

ある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

「自殺総合対策大綱」(概要)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下させる**

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はいまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化する**
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下させる**
8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進する**
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:415.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

各務原市いのち支えあい計画（自殺対策計画）策定経過

開催日	項目	主な内容
平成30年2月27日	☆第1回推進本部会議	○推進本部会議について ○計画策定の概要（案） ○作業部会の設置について ○今後の策定スケジュール（案）等について承認
平成30年4月24日	○第1回作業部会	○計画策定の概要（案） ○作業部会について ○今後の策定スケジュールについて
平成30年5月10日	○第2回作業部会	○全庁で実施した洗い出し事業についての見直しと整理 ○各務原市の自殺の実態について ○グループワークによる意見交換
平成30年7月20日	◎第1回策定委員会	○委員長、副委員長の選出 ○計画の概要について ○（第1章）計画策定にあたって ○（第2章）自殺の現状 ○今後の策定スケジュールについて
平成30年8月10日	○第3回作業部会	○計画の基本方針について ○施策体系について （基本施策、重点施策、生きる支援関連施策） ○評価指標について ○グループワークによる意見交換
平成30年10月15日	◎第2回策定委員会	○（第3章）各務原市の自殺対策における取組み （基本方針、基本施策、重点施策、生きる支援関連施策、評価指標について） ○（第4章）自殺対策の推進体制について ○今後の策定スケジュールについて
平成30年12月3日	◎第3回策定委員会	○素案の変更点について（修正、追記） ○今後の策定スケジュールについて ○パブリックコメント募集について
【募集期間】 平成31年1月1日 ～1月21日	パブリックコメント （意見募集）	○計画（素案）公開場所…市役所1階市政情報コーナー、 市民サービスセンター（市内6か所）、健康管理課（総合福祉会館）市ウェブサイト
平成31年1月28日	◎第4回策定委員会	○パブリックコメントの結果報告 ○素案の変更点について ○概要版について ○今後の策定スケジュールについて
平成31年2月19日	☆第2回推進本部会議	○自殺対策の取り組みについて ○計画決定

※項目欄の記号…☆推進本部会議、◎策定委員会、○作業部会

各務原市いのち支えあい自殺対策推進本部設置要綱

(平成30年2月23日決裁)

(設置)

第1条 自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、各務原市いのち支えあい自殺対策推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 自殺対策に関する諸施策の決定、調整及び推進に関すること。

(2) その他自殺対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長は副市長を、副本部長は健康福祉部長をもって充てる。

3 本部員は、別表に掲げる職にある者その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて推進本部の会議を招集し、その議長となる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部長は、必要に応じ、推進本部の会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 推進本部の円滑な運営のため、必要に応じ、推進本部に作業部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 推進本部の事務局は、健康福祉部健康管理課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月27日から施行する。

附 則 (平成31年1月25日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表 (第3条関係)

市長公室長
企画総務部長
市民生活部長
健康福祉部長
産業活力部長
都市建設部長
水道部長
消防長
教育長

各務原市いのち支えあい計画（自殺対策計画）策定委員会設置要綱

（平成30年3月30日決裁）

（設置）

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に基づく自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、各務原市いのち支えあい計画（自殺対策計画）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- （1）計画の案の策定に関すること。
- （2）その他計画の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会の委員は、14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）一般社団法人各務原市医師会を代表する者
- （2）各務原市薬剤師会を代表する者
- （3）各務原市民生委員児童委員協議会を代表する者
- （4）各務原市自治会連合会を代表する者
- （5）学識経験者
- （6）各務原市立小中学校長会を代表する者
- （7）岐阜県岐阜保健所を代表する者
- （8）岐阜労働基準監督署を代表する者
- （9）各務原商工会議所を代表する者
- （10）各務原市社会福祉協議会を代表する者
- （11）各務原市シニアクラブ連合会を代表する者
- （12）各務原市地域包括支援センターを代表する者
- （13）各務原市障害者団体連合会を代表する者
- （14）岐阜県各務原警察署を代表する者
- （15）その他市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から、計画の策定期限である平成31年3月31日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

- 3 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係する者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、各務原市健康福祉部健康管理課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議の招集は、市長が行う。
- 3 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

各務原市いのち支えあい計画（自殺対策計画）策定委員会委員名簿

	氏 名	機 関 名	役 職 名
委 員 長	柴 崎 建	東海学院大学	教授
副委員長	天 野 雄 平	各務原市医師会	医療法人杏野会 各務原病院 理事
委 員	竹 内 秀 俊	各務原市薬剤師会	副会長
委 員	森 勇	各務原市民生委員児童委員協議会	会長
委 員	長 縄 正 範	各務原市自治会連合会	副会長
委 員	嶋 一 樹	各務原市立小中学校長会	会長 (各務原市立鵜沼中学校校長)
委 員	吉 村 隆 子	岐阜県岐阜保健所	健康増進課長
委 員	松 原 川 史	岐阜労働基準監督署	署長
委 員	各 務 英 雄	各務原商工会議所	専務理事
委 員	松 浦 知 恵	各務原市社会福祉協議会	次長兼地域福祉課長
委 員	澤 邊 明	各務原市シニアクラブ連合会	会長
委 員	日 高 寛	各務原市地域包括支援センター	飛鳥美谷苑管理者
委 員	杉 山 正 明	各務原市障害者団体連合会	会長
委 員	中 野 峰 夫	各務原警察署	署長

各務原市いのち支えあい計画
(自殺対策計画)

発行 各務原市
編集 各務原市健康福祉部健康管理課
〒504-8555
岐阜県各務原市那加桜町1-69
電 話：058-383-1111 (代表)
FAX：058-383-9151